資料 2

Ⅱ　平成23年度事業計画（案）

1　消費者を取り巻く環境と主な事業概要

消費者を取り巻く環境は、経済社会の高度化・複雑化などを背景に大きく変化する中で、消費者をめぐる問題も複雑多様化し、新たな問題も発生している。また、長引く不況を反映し、未公開株や社債など投資に関するトラブルも後を絶たない。

国は、消費者の安全・安心な暮らしを確保するため、消費者庁を中心とした被害事故情報の集約・分析・公表を行うとともに、事業者による不当な勧誘行為などの取り締まりにより消費者の安全確保を図っている。

本市においても、引き続き消費者の利益を守り被害を未然に防止するため、相談体制の充実と啓発強化を中心に、次の項目に取り組む。

① 消費者啓発・教育の充実
② 消費者被害に遭いやすい若年者・高齢者の見守り
③ 相談・啓発活動の担い手となる地域の人材の育成
④ 相談体制の充実、消費生活相談員のレベルアップ

2　消費者啓発・教育の充実

(1) 総合啓発

① 広報媒体を活用した啓発
・広報ながの特集号、週刊長野・長野市民新聞への掲載、FMぜんこうじ・トイーゴビジョン・有線放送などを活用した幅広い啓発を行う。

② ラジオＣＭによる周知
・スポットＣＭを用いて消費生活センターの周知、相談窓口の案内を目的とした宣伝を行う。

③ ラッピングバスの運行による周知
・交通広告を用いて消費生活センターの周知、相談窓口の案内を目的とした宣伝を行う。

(2) 出前講座

若者・成人・主婦・お年寄りの各年齢層を対象に、啓発用ビデオ・展示パネル・紙芝居等を有効に用いた出前講座を、年間30回を目標に実施する。

(3) 生活知識講座

日常生活に関わりの深い話題を取り上げ、暮らしの中で必要な基礎知識や生活設計を学ぶことなどを目的に生活知識講座を開催する。

3　消費者被害に遭いやすい若年者・高齢者の見守り

(1) 啓発教材の作成、展示及び配布

① 中学校生徒向け啓発冊子
② 消費生活相談事例集の作成
③ 啓発パネルの作成（新しい悪質商法の手口などを紹介する）

4　相談・啓発活動の担い手となる地域の人材の育成

(1) 地域における相談・啓発活動の担い手となる人材の育成

身近な地域において、日常生活の中での「目配り」、「気配り」、「声かけ」による見守りや、消費生活センターへの相談を勧めるボランティアの養成講座を開催し、育成を図る。

5　相談体制の充実、消費生活相談員のレベルアップ

(1) 消費生活相談

消費者が巻き込まれる様々なトラブルについて、消費生活相談を実施し、必要に応じて事業者とのあっせんも行う。

また、消費生活相談の対応力向上のため、法律専門家による研修会（勉強会）を開催するとともに、国等の研修会に積極的に参加する。

(2) 多重債務相談

「長野市多重債務者包括支援プログラム」に沿って、弁護士・司法書士に債務整理の引継ぎを行うとともに、債務整理後の自立・生活再建の支援を図る。

(3) 市民相談

長野市在住弁護士会（法律)、関東信越税理士会長野支部（税務)、長野県司法書士会長野支部（登記)、長野公証人合同役場（公証)、長野県行政書士会長野支部（手続）の協力を得て、市民相談を実施する。

6　市内協力団体との連携・協働

振り込め詐欺や環境問題など消費生活に関する意識の高揚を図るため市内協力団体と連携し、消費者啓発展の開催、市民も参加できる効果的な啓発を実施する。

〈協力団体〉　・長野市くらしを考える会　・くらしの会 Komaki　・豊野地区消費者の会
・大岡地区消費者の会　・鬼無里くらしの会　・信州新町消費者グループの会
・中条地区消費者の会　・長野市農村女性ネットワーク研究会

7　予　算

（単位：千円）

事　業　名	平成 22 年度	平成 23 年度	比較増減	対前年度比
消費者啓発一般事務	11,263	11,335	72	100.0%
市民法律相談	3,529	3,529	0	増減なし
消費者行政活性化事業 （地方消費者行政活性化基金）	3,849	5,222	1,373	135.7%
地方消費生活安全安心推進 （補正・国民生活に光をそそぐ交付金）	3,370	0	△3,370	―
合　　計	22,011	20,086	△1,925	87.5%

※ 平成 23 年度は予算 案